

地方学力調査の歴史

—「学力」と「知能」の相関関係—

北野 秋男

はじめに

20世紀初期の米国における「教育測定運動 (educational measurement movement)」によって、より学問的・科学的な方法で「個人」を産業社会の最も適格的な場所に配置することを目的とした「標準テスト (achievement test)」「IQ・知能テスト」「精神検査法 (mental testing)」などが産業心理学によって開発される¹⁾。とりわけ、本研究が着目する「知能検査」はフランスのビネー (Binet, A., 1857-1911) がシモン (Simon, Th., 1873-1961) とともに、知的障害児・異常児などの知的水準を診断する目的で1905年に「知能測定尺度」として開発したものであった。米国のターマン (Terman, L. Madison, 1877-1956) は、このビネーの知能検査法を改訂して、1916年に「スタンフォード=ビネー知能尺度」として開発したが、その最大の特徴は「精神年齢と生活年齢との比で求める知能指数 (IQ) を採用し、普及させたこと」(中村・大川, 2003: 96) であった²⁾。

ターマンが開発した「IQ・知能テスト」は、人間の「知能 (intelligence)」を科学的に計測可能としただけでなく、人間の知能は生得的に決定されていて、人間の教育可能性の予測は早期に測定できるとして、生得的な知能水準と学業の間には深い相関関係があるとされた。知能検査の種類には、個人の知能を測定する「個人的特別知能検査」、ならびに主に選抜を目的とした「団体知能検査」が存在した。後者は、第一次世界大戦 (1914～1918) の米国において「米国陸軍式検査」とも呼ばれ、170万青年を適材適所に配置するために用いたものであった (日比野, 1950: 155)。米国の心理学者ターマンに代表される知能の「遺伝説」は、それに反対する「環境説」から、測定方法の非科学性や人種差別的特徴を指摘され、有名な論争 (1922年のリップマン=ターマン論争) ともなっていた³⁾。

さて、わが国では1908 (明治41) 年に三宅紘一が『医学中央雑誌』にビネー法の紹介を目的とした「知力測定」という論文を発表しているが、検査法としては1911 (明治44) 年に久保良英が「増訂知能検査法」を公表したことを契機とした (日比野, 1950: 155)。この検査法は、2～14歳までの児童に対し、各年齢級に6問を配分するものであった。その後は、1936 (昭和11) 年の鈴木治太郎による「実際の個別的知能検査法」、1947 (昭和22) 年の田中寛一によ

る「田中・びね一式知能検査法」が公表され、「鈴木びね一法」「田中びね一法」などの名称で広く利用されるが、それは欧米の知能検査の紹介や改訂などの輸入品であった。

一方、戦前の学力調査は明治期における徴兵検査の際に実施された「壮丁教育調査」が最初であり、1900（明治33）年度には「大阪府壮丁教育程度取調書」において、統計資料「普通教育程度表」の中に「学力」という言葉が用いられていた。1925（大正14）年から、文部省は壮丁教育成績調査の標準問題を作成している（駒林，1990：431）。つまりは、わが国では戦前から学力と知能に関しては別々に調査が実施されていたものの、「学力」と「知能」の関係性を本格的に解明することは戦後以降と考えられ、かつ「学力調査」と「知能検査」の利用も戦後において全国的に拡大・普及していくことになる。

本稿の目的は、戦後から今日までの各都道府県における独自の「地方学力調査（検査・テスト）」（以下、「地方学力調査」と略す。）と「知能検査」に基づく学力と知能の関係性を調査・研究した事例を取り上げ、その実施内容を類型化することである。具体的な題材は、学力と知能の関係性が問題とされた昭和20年代～60年代までを研究対象に据えて、各年代において都道府県教育委員会や（総合）教育センター（旧教育研究所）によって実施された「地方学力調査」において、「知能検査」がどのように利用されたかを実証的に解明することである。また、わが国で行われた戦後の学力と知能の関係性を問題とした学力調査の意味を歴史的に考察したいと考える。こうした歴史的な考察を通じて、本稿では戦後から今日までの学力と知能の相関関係を調査する各都道府県における実態を実証的に解明しながら、「知能検査」の利用が昭和60年代には消え去り、以後は「学力調査」だけが残る理由や背景を探ることを試みる。

本稿で用いた史料は、全国の都道府県立図書館と（総合）教育センター（旧教育研究所）などで収集した一次史料である⁴⁾。すでに述べたように、わが国における学力調査と知能検査の歴史は戦前から開始されたものの、戦後の地方学力調査は本文でも指摘するように、都道府県教育委員会や教育研究所（後の（総合）教育センター）によって様々な目的や方法で実施されたものである。また、戦前に開発された知能検査は各学校段階で記録されるようになり、1949（昭和24）年の時点で、「標準検査の記録欄」として「小学校学籍簿」、「中学校・高等学校累加記録摘要」に設けられていた。ただし、知能検査は全国一律ではなく、数種類から選択するようになっており、「団体知能検査」に関しては1941（昭和16）年の文部省・厚生省の共同通牒により、①「田中寛一・B式知能検査」、②「鈴木 信・知能検査（第一）」、③「桐原葆見・一般知能検査」、④「淡路円次郎・成人知能検査」、⑤「岡部谷彌太郎・A式知能検査」の5種類が職業指導のために指定されていた。「個別知能検査」に関しては、1947（昭和22）年に文部省・厚生省・司法省が児童鑑別規準作成委員会によって選奨していた①「鈴木治太郎・実際の個別的知能測定法」、②「田中寛一・田中ビネー式知能検査法」、③「愛育研究所・幼児知能テスト」の3種類が指定されていた（三代，1959：12）。

しかしながら、こうした様々な「知能検査」が戦後の「地方学力調査」において、どのよう

に利活用されていたかに関する実証的な歴史研究は数少ない。多くは「知能検査」や「学力検査」を利用する際の解説書（ノウハウ本）の刊行であった⁵⁾。学力と知能に関する歴史的研究としては、相澤（2003）が1950年代の知能検査の利用法を（a）学校教育における発達遅れ・精神薄弱などの判別装置，（b）潜在能力と学力の相関の測定装置，（c）学習達成における遺伝/環境変数の測定装置であったと、分類している（相澤，2003：79）。相澤の研究は、1950年代の日教組における教育研究集会（教研集会）の報告書『日本の教育』や機関誌『教育評論』などにおける「知能」や「能力」に関する言説分析を行ったものであるが、1958（昭和33）年の教研集会の議論を発端に階層問題への着目が消えていくだけでなく、「知能」や「能力」の議論が消えていく過程でもある」（相澤，2003：84）と指摘しつつ、「これは実態として、知能検査が実施されなくなったことを意味するのではなく、日教組の中の議論として、知能・能力の議論が封じ込められる過程である」（相澤，2003：84）といった見解を示している。

緩利（2012）は、相澤の研究などを援用しつつ、日本は米国と比べると「教育現場ではそもそも（生得だとみなされる）知能や能力という概念が着目されてこなかった」（緩利，2012：82）とし、「1960年代以降の教育研究において、知能との関わりはほとんど議論されなくなり、議論に知能概念を持ち出すこと自体が差別的であるという風潮」（緩利，2012：83）を生み出したと指摘する。また、先に述べた相澤はそうした背景には苅谷（1994）が日教組の1958（昭和33）年の教研集会の議論において教育と階層の問題が着目されなくなっただけでなく、同じく「知能」と「能力」の議論も封じ込められたことを指摘した、と述べている。その理由としては、苅谷（1994）が1974（昭和49）年の教育制度検討委員会の報告書を引用しつつ、「学力による序列化を「能力主義」とみなし、そのような教育を「差別＝選別教育」として批判する」（苅谷，1994：235）ような基本的な認識枠組みが教育界において定着したと指摘し、そうした教育を差別教育とみなす認識枠組みは、「すでに1950年代前半に出現した枠組みと通底するもの」（苅谷，1994：247）であったとも述べている。

こうした先行研究における重要な指摘は、「1960年代以降の教育研究において、知能との関わりはほとんど議論されなくなった」（緩利）ということ、ならびに「実態として、知能検査が実施されなくなったことを意味するのではない」（相澤）ということであった。しかしながら、これらの先行研究の指摘は日教組や教育現場、ないしは教育研究において「知能との関わり」の議論がされなくなったことと「知能検査が実施されていた可能性」を述べたものに過ぎず、学力調査と知能検査の実施状況を実態に基づいて実証的に研究したものではない。本稿の課題は、新たな史実の発掘として、昭和20年代から昭和60年代までの間に、各都道府県による地方学力調査において、どのように知能検査が利用されていたかを解明することである。いわば、先行研究の全く存在しない分野における独創的な研究であることを強調したい。

まず、筆者自身が独自に調査した昭和20年代から60年代までの都道府県教育委員会や（総合）教育センター（旧教育研究所）による小中学校の義務教育段階における「地方学力調査」と「知能検査」の組み合わせによる実施状況の結果を示すと、〈表-1〉のようになる。

〈表－1〉「学力調査」と「知能検査」の組み合わせによる年代別利用状況

調査項目の分類	S.20年代	S.30年代	S.40年代	S.50・60年代	合計
①障害児の学力，ないしは入学判別	3	1	7	0	11
②学力と知能の相関関係	18	16	22	7	63
③学業不振児の判別	2	4	8	1	15
④学力と諸条件（知能）との関連	3	12	13	0	28
⑤英語履修者の能力判別	0	2	2	0	4
計	26	35	52	8	121

〈表－1〉は、筆者が2016年4月から2019年9月末日までに収集した史料に基づいて作成したものであり、現状では限定的なものである。今後の調査の進展状況によっては、〈表－1〉の数字は若干の修正も必要となろうが、地方学力調査と知能検査の利用状況における基本的な構図や枠組みには大きな変化はないと考える。

筆者が収集した史料は、都道府県教育委員会や（総合）教育センター（旧教育研究所）が実施した「地方学力調査」の際に「知能検査」の結果を利用して、その相関関係を調査したものである。両機関以外の組織や団体、ないしは個人的研究や知能検査だけの実施については本調査からは除外した。

〈表－1〉における分類項目は、地方学力調査が実施された際に、知能検査が①学力調査の実施と共に障害児の学力程度、ないしは入学の際の判別に利用されたもの（知能検査だけの利用は除外している）、②学力調査と知能検査の結果の相関関係を調査したもの、③学力調査に基づく成績の振るわない学業不振児の判別に利用されたもの、④児童生徒の生活・社会・家庭環境、教育・学校環境、知能などと学力の関連を調査したもの、⑤英語履修者の能力判別に利用されたものを示している。最も多い事例は②であり、各年代において最も多く利用されていた。次いで、④と③が調査されていたが、特に④の諸条件との関連調査は昭和30年代の学テの影響でなされたものであった。以下、本稿では「昭和20年」「昭和30年代」「昭和40年代」「昭和50・60年代」に時期区分して、それぞれの年代において地方学力調査が行われた際に知能検査がどのように利用されたかを解明し、その特徴や問題点などを明らかにしたいと考える。

1 戦後直後の「学力調査」の実態

戦後の学力調査は、国レベルでは1949（昭和24）年の「文部省設置法」「文部省組織規程」の制定、1952（昭和27）年の「文部省設置法」の改正、「文部省組織令」の制定などを経て、教育調査は文部省調査課が担当する（奥田，1965：14）。一方、各都道府県では1948（昭和23）年7月の「教育委員会法」の制定によって各都道府県と5大市に教育委員会が設置され、各都道府県教育委員会事務局において「教育の調査及び統計に関する部課」（第44条第1項）を置くことが規定されたことから開始された⁶⁾。

戦後の新たな義務教育制度下における教育内容は、全国各地で新教育運動の理念の下、各都道府県では新たなカリキュラム編成や授業実践の試みもなされたが、各県の対応は二分された。比較的少数ではあるが、新教育運動下における児童生徒の思考能力を積極的に評価し、そうした学力を身に付けるべく学力調査を実施したのが岐阜県であった。岐阜県では昭和24(1949)年に県教育研究所が「新教育運動の意義と社会科時事問題に就て」、翌年には「アメリカにおける8年研究の評価プログラム」を刊行し、アメリカの新たなカリキュラム研究に高い関心を抱いていただけでなく、昭和26(1951)年度に「科学原理应用能力診断テスト」(中3:783人)と「効果的思考能力の調査」(小4から高3まで)を層化別無作為抽出法(男女別・都市別・農山村別)によって実施した。前者は、新教育で求められる「思考における効果的な方法」を評価するために、「科学的原理を応用する能力」(岐阜県教育研究所, 1952b:2)などを調査したものであり、後者は「効果的思考能力の習得における地域別・男女別の差異、思考能力の発達傾向、教育方法による習得の差異」(岐阜県教育研究所, 1952a:99)などを検証するものであった。

一方、当時の各都道府県の教育委員会や教育研究所の報告書では、新教育運動による「基礎学力の低下」と「しつけのゆるみ」(千葉県教育センター, 1977:11)を問題視する場合は圧倒的に多く、保護者の間では「子どもは漢字がよく書けぬ、計算力がついていない、県庁所在地や歴史上の重要な人物の名前さえ知らない等、総じて学力の低下をもたらしているのではないかという、率直な疑問や不満」(山住, 1987:178)が生じていた。東北各県の学力低下の実態はさらにひどく、昭和26年9月28日付の『岩手日報』では、岩手県下の全学年300余名の中学校2年生・1クラス44名の中に7名が自分の名前を「ひらがな」でも満足に書けず、また「天然」という漢字も「シゼン」「テンサイ」「テンゼン」「テンゴク」「アマテラ」などと読むだけでなく、全く意味も理解できていないことが指摘された。同じく、計算能力も非常に低かったことも報告されている(岩手県教育委員会, 1982:1302-1303)。

下記の〈表-2〉は、昭和24年度から31年度までに実施された全国の地方学力調査数を表したものである(矢口, 1959:2)。昭和25年度から29年度にかけて調査件数は増加しているが、実施主体は教育委員会下の教育研究所が中心になって実施されていたことが分かる。

昭和20年代における地方学力調査の実施内容は、その内容的特徴から、①「新教育による学力低下の実態調査を行いつつ、「学力とは何か」「測定基準をどこに求めるか」などを検証、②「教育条件と学力の関連」に関する調査研究、③「標準学力調査(検査)」の開発・実施、④高校入試の学力検査と学力調査が密接な関係を持ち、学力調査が高校入試の補完機能を持った事例、⑤小学校入学前か入学時に特化した児童学力の実態把握が行われた、といった5つに分類できる。

とりわけ、標準学力調査(検査)の開発は全国各地で実施され、筆者が全国の都道府県立図書館や(総合)教育センター(旧教育研究所)を対象に全国調査した結果を示すと〈表-3〉のようになる。各都道府県の標準学力調査(検査)の実施内容に関しては、機会を改めて報

(表-2) 戦後におこなわれた全国の地方教育研究所における
年度別の学力調査数 (昭和24年度以前～31年度)

	24年度以前	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
県立教研	10 (5)	24 (11)	29 (6)	32 (2)	43 (2)	41 (2)	31	26 (2)
市立教研	2 (1)	7 (1)	17 (3)	30 (3)	30	30 (2)	12	25 (1)
郡立教研	3	3	3	12 (1)	11	15	8	8
民間大学付属等	1	0	0	3 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
計	16 (6)	34 (12)	49 (9)	77 (7)	85 (3)	87 (5)	52 (1)	60 (4)

(注) ①内数は問題作成を主眼とした調査研究を示す。②集計の対象とした学力調査では、学力に関する調査研究を実証的に行ったものは全て対象。従って、「標準学力テスト」「能力測定テスト」「学力調査方法論の研究」等、理論的な追求だけでなく、実証的研究も全て対象。③高等学校入試問題、アチーブメント・テストは集計の対象外。④集計の基礎となった資料は、昭和24年度以来の全国教育研究所連盟が「全国教育研究所要覧」を作成する時に調査した「実施した事業」の欄と各研究所が出している報告書。(矢口, 1959: 2)

(表-3) 昭和20年代の標準学力調査(検査)の実施状況

<p>〈関西以北〉①北海道 (S.25「小・中学校卒業生に対する學力調査」小6・中3 (2教科), ② (S.27「標準学力検査」小4～中3 (4教科) ③青森県 (S.27「小学校国語・算数学力調査」小1～6 (2教科), ④S.28「中学校国語・数学学力調査」(2教科) ⑤秋田 (S.26「算数標準検査」小5 (算) ⑥岩手 (S.25「岩手県標準学力検査問題」小4～6 (算数) ⑦宮城 (S.27「標準学力検査」小5・6, 中1・2 (2教科) ⑧山形 (S.25「標準学力検査」小5・6, 中2・3 (4教科), ⑨S.27「学力調査」中3 (5教科) ⑩S.29「新入学児童調査」(小1 (数概念) ⑪福島 (S.29「診断的性格を帯びた標準学力検査」小・中 (2教科) ⑫栃木 (S.25「準学力テスト」小6・中3 (4教科) ⑬千葉 (S.27「千葉県小中学校児童生徒学力調査」小4～中3 (4教科), ⑭S.29「小学校に於ける学業不振児の研究」小5 (4教科) ⑮神奈川 (S.25「学習検査 (アチーブメント・テスト)」中1～3 (6教科統合) ⑯新潟 (S.26「国語能力実態調査」小3～中3 (国), ⑰ (S.26「算数・数学学力検査」小4～6・中3 (算・数) ⑱S.27「文章読解力検査」小2～中3 (国) ⑲富山 (S.26「標準学力検定テスト」小1～6 (算) ⑳石川 (S.26「小中学校標準学力検査」小中 (2教科+英), ㉑福井 (S.25年「福井県標準学力検査」小1～6: 4教科, 中1・2 (5教科), ㉒長野 (S.26「算数数学科学力標準検査の試作的研究」小1～中3 (算・数) ㉓静岡 (S.25「小・中学校標準学力検査」小2・4・6, 中3 (2教科), ㉔S.26「中学校英語標準テスト」中1～3 (英) ㉕愛知 (S.26「新制中学校学力検査」中1～2 (数・英), ㉖S.26「小・中学校学力検査」小1～6 (4教科), 中1～3 (5教科)</p> <p>〈関西以南〉①三重 (S.25「国語学力検査」(学年不明) ②京都 (S.24「小学校国語能力調査」小5～中1 (国) ③ (S.24「国語書取標準テスト」小4～6 (国), ④ (S.26「総合学力検査」中3全教科) ⑤岡山 (S.25「岡山県標準学力検査」小2・3 (2教科) 小4～中3 (4教科) ⑥広島 (S.25「広島県中学校数学科標準学力検査」中 (数), ⑦鳥取 (S.24「標準化テスト」中1～3 (数) ⑧山口 (S.26「山口県中学校標準学力検査」中 (2教科) ⑨香川 (S.26年2月「中学校標準学力検査」中1～3 (4教科) ⑩徳島 (S.25「国語学力テスト」小4・6, 中1・3 (国), ⑪S.25「数学学力テスト」小1～3 (算・数) ⑫S.28「新制田中式標準学力テスト」小2～6・中2 (算・数) ⑬高知 (S.25「標準学力検査 (アチーブメント・テスト) 中3 (5教科・職業) ⑭愛媛 (S.25「愛研式標準学力検査」小2～中3 (4教科) ⑮S.26「標準学力検査」小4 (4教科) ⑯S.26「愛媛県小学校算数科標準学力検査」小2～6 (算) ⑰大分 (S.29「小学校全県学力調査」小3～6 (2教科) ⑱熊本 (S.25「国語標準学力検査」学年不明) ⑲鹿児島 (S.26「小中学校標準学力検査」学年・教科不明)</p>
--

告するとして、ここでは標準学力調査（検査）が戦後直後であっても、いかに多くの都道府県で実施されていたかを指摘するに留めておきたい。

地方学力調査開始の契機として、米国側の指導・勧告があった実態も指摘しておく。もちろん、米国の影響が全国的にみられたとは即断できないが、たとえば1949（昭和24）年に神奈川県軍政部民間教育課長であったマクマナス（McManus, Robert P.）が翌年から関東民事本部教育課長となり、同年9月に東京都の指導部全員がガイダンスに関する指導を受け、指導主事が治療医としての任務を果たすことへの助言を行う。マクマナスは「米国においては、知能テストや学力テストや性格テストなどの要素を総合的に編集した総合テスト用紙が作成せられているが、日本ではまだそのような用紙はないから、知能テストを行うとともに、それに即して学力テスト、性格テストなどを実施し、それらの結果を総合して、こどもの実態を解釈しなければならない」（矢谷、1953：12）と述べている。

こうして、東京都では昭和26年度から「東京都学力調査」が小学校から高等学校まで約17万人を対象に実施された。調査は、抽出された学校の全児童生徒を対象とし、都下の公立学校の約16%に相当した。こうした調査方法も、米国側の指導・助言によるものであった。

2 昭和20年代の「学力調査」と「知能検査」

〈表-1〉でも示したように、昭和20年代における「地方学力調査」においては、学力と知能の相関関係が調査されていたが、それは学力の高低を決定する教育条件の一つとして、生まれながらの知能・能力との関係が重視されたためであった。このことは、戦前から開始された知能検査の開発を継承するものであり、戦後においても様々な知能検査が開発・作成され、販売・利用されていたことになる。たとえば、「田中・びね一式知能検査法」は1947（昭和22）年に初版が刊行されているが、「小中学校の現場では、それぞれの子どもについて測定されたIQや知能偏差値が、主として学業不振の診断と進路指導に利用される」（滝沢、1987：10）だけでなく、特に小中学校では必ず知能検査を実施して指導要録に記入することが求められていた。

昭和20年代における知能検査は、戦後の民主的教育理念の下で「生徒児童が本来具有している可能性を最大限に発達させることであると同時に、生徒児童の一人一人に対して、正確でかつ徹底的な理解が要求される」（日比野、1950：152）とした上で、「科学的に生徒児童の知能の発達程度を正しく測定し、その結果を学校、ホーム・ルーム、個人にそれぞれ有効適切に生かすこと」（日比野、1950：152）が重要であるとされた。当時の学習指導要領（1947年）でも「小中高の1年次と3年次の終わりに実施されることが、のぞましい」（日比野、1950：168）と位置付けられた。いわば、科学的評価に基づく児童生徒の理解と教育指導への利用を旨とするものであったことが理解できる。戦後に開発された知能検査は「団体知能検査」と「個別知能検査」に区分されるが、「団体知能検査」は「知能指数（IQ）」よりも「知能偏差値」を採用したものが多く、「標準検査の記録欄」とは直結されないため、学校現場では「個人知

能検査」を対象にした検査が併用して用いられていた。例えば、各都道府県では第一段階として「団体知能検査」を実施し、その結果で学力や知能の点で問題が見られる場合に「個人知能検査」を実施していたことも指摘された(三代, 1959: 12)⁷⁾。

昭和20年代における、「学力」と「知能」の相関関係を調べる代表的な事例を紹介すると、障害児の学力程度を調査した徳島県は、1949(昭和24)年に聾学校児童(89人)を対象に、知能の測定と「積木構図テスト・描写テスト」を用いて、聾児の年齢的発達の実態と実際的な教育への適用を見極めることを試みている(木村, 1950: 30)。山口県も、1951(昭和26)年9月に精神遅滞児及び社会的不適応児を対象に、不適応行動をする児童に対する指導や治療方法を模索することが行われていた。山口県では6年生の普通学級児童(128人)を対象に広島文理科大学大心会教育研究所編の標準学力検査(国・算)と古賀式知能検査の結果を比較して、算数及び国語の成就指数(AQ)を算出する。成就指数とは学習成績と知能を比較し、その優劣を測るものであるが、その中の普通学級における精神遅滞児(25人)の学力テスト結果が分析される。そして、IQが「恒常的でないこと」「学習や環境的要因に、ある程度影響を受けること」「異なった知能テストで得られたIQは直接的には比較できない」(山口県教育研究所, 1952: 26)など、知能検査の限界と問題点も正しく認識されている。そして、精神遅滞児は山口県では特別学級に約300人が編入されているものの、小中学校で約9,000人が精神遅滞児と推定され、当時は、その診断と指導法の研究が目的とされていた。

学力と知能の相関では、1955(昭和30)年に群馬県が「群馬県児童の知能と学力」(小6:2教科+知能の3領域で標準テストを実施)を、東京都は1951(昭和26)年に「東京都学力調査」(小・中の全学年:2教科)を、同年に新潟県が「算数数学学力検査」(小4~6, 中3)を知能検査とともに実施し、学力との相関関係を解明しようとした。学業不振児の判別では、岩手県が1952(昭和27)年に「知能と計算能力」(中1:算数)において「知能差に基づく計算能力の特質を知り、精薄児、中間児のカリキュラム作成の資料となすと共に、さらに誤答を分析して、まちがえた経路やその程度を明らかにして、指導法を改善する手掛かりにしたい」(川村, 1953: 25)としている。

学力と諸条件との関連を調査する県としては、青森県が1953(昭和28)年に実施した「小学校国語・算数学力検査」(小1~6:2教科)が挙げられるが、同調査は約7,200人の児童を対象に「市部と郡部を比較することによって、青森県郡部の学力の低い原因を把握する」(青森県教育研究所, 1954: 1)ことを目的としたものであった。同調査は国・算の学力検査と知能検査を実施しているが、児童の学力に影響を及ぼす要因を主体条件と環境条件に区分し、主体条件として「知能」と「対人関係」の要因を調査したものであった。前者の知能に関しては小3~小6までを対象に実施し、その結果分析は学力に及ぼす要因として「知能」「地域環境」「学校規模」「学校設備・教員組織」など13項目を分析している。そして、同検査の報告書は「学力に影響を及ぼす要因のうちで、最も相関の著しいのは知能である」(青森県教育研究所, 1954: 1)と結論付けている。同じく福井県も、1958(昭和33)年に「福井県標準学力

検査」によって「学校規模」と「家庭環境・文化普及率等」による層化分類で受験者を抽出し、「児童生徒が生まれながらに有する知能に応じて、どれだけの学習成果を上げているか」（福井県教育研究所，1959：はじめに）を調査した。

以上のように、昭和20年代においては様々な種類の学力調査が知能検査とともに実施されていたが、知能検査それ自体に関しては、「もともと学業成績と高い相関を持つように設計されたテスト」（広田，2001：138）であり、「科学的に児童生徒の知能の発達程度を正しく測定」するか否かを疑問視する教育研究が一般的であった。本稿も、こうした見解には同意するものの、では、何のために、どのように知能検査が学力調査と共に利用されたかに関しては、その実態や実施状況に基づいて検証すべきであると考え、本稿のような研究課題を設定した。昭和20年代の知能検査の利用に関しては、技術的な側面や理念に対する懐疑的な意見も多く見られ、例えば、愛媛県教育研究所は県下で最も頻繁に利用されている団体知能検査が「田中B式」と「古賀式」とした上で、「知能偏差値の基準が高すぎること」、「検査や採点に時間がかかること」などを指摘し、結論として「要は知能の遺伝性を十分理解の上、その取扱に今少し慎重な考慮を払うことである。数の多少によって優劣判定の基準としたりすることは知能テストの現段階においては、先ずナンセンスといつてよい」（篠原，1950：42-45）といった疑問を呈している。同じく山口県でも知能検査を盲信する者、冷淡な者の双方が間違いであるとし、「注意すべきは知能は人間性の全部ではありません。教育上極めて重要な地位にあるが、これだけで人間がわかるような錯覚をおこしてはなりません」（守田，1949：10）として、扱い方への慎重な対応を求めている。しかしながら、次節において、昭和30年代以降も学力と知能の関係性を調査することは全国的傾向となっていたことを指摘する。

3 昭和30年代の「学力」と「知能」の調査内容

昭和20年代においては各都道府県で独自色が強かった地方学力調査に、一定の方向性を付与した「全国学力調査」が1956（昭和31）年に実施される。とりわけ、1961（昭和36）年から開始された3年間の悉皆調査に基づく「全国中学校一斉学力調査」（以下「学テ」と略す。）への評価は、「1961年の全国一斉学力テストの実施による国家による教育統制強化と能力主義的な教育政策が展開される」（薄井，1979：247）、あるいは「勤務評定と学力テストの強行による教育の反動化と軍国主義化の進行である」（宗像他，1970：169）といったように、国家主導の誤った教育政策と捉える研究が多い。

各都道府県における「学力調査」と「知能検査」の利用状況の実態を考察する以前に、国・文部省の動向も確認しておきたい。1958（昭和33）年10月に「学校保健法」が制定され、就学時健康診断が開始されると同時に、「学校保健法施行規則」（第1条第14号）において就学時検診で精神薄弱の発見を目的として標準化された知能検査を実施し、小学校ないしは養護学校就学の判断材料とされることになる。また、文部省は1956（昭和31）年から「全国学力

調査」を開始するものの、1960（昭和35）年の抽出調査では「児童生徒個人に内在する先天的なもの（内的要因）」としての「知能指数」を調査することは「大規模調査を必要とする」（文部省調査局調査課、1960（第4巻）：28）ことを理由に、見送っている。

昭和35・36年度に実施された「全国学力調査」においては、知能指数に関する大規模調査は見送られているものの、学力と知能に関する調査項目に関する記述が見られる。昭和35・36年度に実施された「全国学力調査」の「学力調査説明書」（文部省調査局調査課、1960（第4巻）：319）では、大規模調査に代わって、「指導要録」に記載されている場合は「知能指数」か「偏差値」の分布状況を記入・作成することを求め、当該年度の『報告書』では、以下のような学力と知能の相関関係の分析がなされた。

〈表－4〉「全国学力調査」実施の際の「知能指数」に関する記述内容

実施年度	「全国学力調査」の『報告書』における分析内容
昭和35年度 (小中学校)	(3) 学力と知能指数：「地域類型別」（「大・中都市」「小都市・町村市街地域」「小都市・町村農業」の3地域）と「小中学校の学力の高位・中位・低位別の学校グループ」に区分され、それぞれ社会科と理科の児童生徒の知能指数の分布状況が示されている。平均点の高い地域は、「知能指数の高い児童生徒が数多い」とされ、「 学力と知能指数は正の相関関係がある 」（35頁）とされる。
昭和36年度 (小学校)	記述なし
昭和36年度 (中学校)	5 学力に影響を与える条件 b 個人的要因：「学力に影響を与える条件」として、「地域社会」「個人的要因」（先天的知能指数）「学校の教育的条件」（学校規模・学級編制、教育費、教員、設備など）「家庭の経済的条件と学力」「心身障害と学力」が分析項目として設定されている。「個人的要因」としての知能指数は、都市・農村における知能指数の分布が公表され、学力テスト（中3・国）との相関が分析され、「 生徒の知的能力の分布は地域による差は僅かで、学力によるひらきのほうが大きい 」（14-15頁）ことが指摘される。

以上のように、「全国学力調査」においては「学力と知能の相関」と「学力に影響を及ぼす諸条件」の一つとして、「知能」の問題を問うことは昭和35・36年度の2年間のみ行われ限定的であったものの、〈表－1〉でも示したように、学力と知能の相関を問うことは昭和30年代には35件となり、福島県や宮崎県のように学テ結果と知能の相関を問うことが行われていた⁸⁾。

一方、昭和37年度以降における学テの調査項目からは「知能検査」という文言は消え、代わって「都道府県間の学力のひらき」と全国を7ブロックに区分した「地方（ブロック）別にみた学力」が分析の主流となり、「地域」や「学校間」の学力格差が公表され、学力調査というよりも「学力テスト」の様相を強めていくことになった。本稿では、こうした昭和37年度以降における学テで調査対象から消え去った学力と知能の相関関係の問題を取り上げ、各都道府県における学力調査の実態を解明するものである。

昭和30年代の地方学力調査は、現在、調査段階ではあるものの、昭和20年代以上に実施

回数が増え、全国的な拡大・浸透を見せている。とりわけ、昭和30年代には全国教育研究所連盟（以下、「全教連」と略す）の共同研究に多くの都道府県が参加し、学習指導や授業実践のあり方を調査研究することが行われていたことも特徴的である⁹⁾。これまでの先行研究では、1960年代以降の教育研究において、知能との関わりはほとんど議論されなくなったと指摘されたが、学力と知能の相関を問うことは1960年代以降でも依然として実施されていた。1960年代（昭和30年代後半）の全国的な傾向は、「全国学力調査」の結果を基に各県では「学力向上」を重点目標に掲げ、学力向上対策に正面から取り組む傾向が見られた。間接的な理由としては、1960年代における高校進学率・大学進学率の上昇といった全国的な学力・学歴獲得競争が激化する時代を迎えたことも挙げられる。また、昭和33（1958）年には学習指導要領改訂によって「基礎学力の充実」「科学技術教育の振興」が重点化され、昭和35（1960）年7月の池田内閣成立に伴う「当面する文教政策の重要課題」「国民所得倍増計画」では、早期の人材発見と教育訓練を実施するという人的資源開発政策なども打ち出され、こうした国の教育政策、人材育成政策が地方学力調査の実施にも影響したと考えられる。昭和30年代の各都道府県における学力と知能の相関関係を調査していた県の傾向を示すと、以下のようなになる。

昭和20年代においては、知能検査の利用や知能検査の持つ意味に関して、懐疑的な意見が見られたものの、昭和30年代は、昭和20年代以上に全国的に知能検査が利用された時代であった。〈表-1〉でも示したように、昭和30年代における学力検査と知能検査を利用する事例は、「学力と知能の相関関係」が最も高く16件であった。例えば、福島県では1961（昭和36）年に学テ（小6国・算）の実施に合わせて、学力と知能との相関が調査対象となっている。〈表-5〉でも示したように、同県では県内の649校における知能検査の名称と実施学年、および全児童の1点刻みの知能偏差値の度数分布が調査対象となっている。知能検査を実施していない11校を除く638校の中で、実施学年は小6が242校（37.9%）、小5が190校（29.7%）、小4が143校（22.4%）、小3が33校（5.2%）であった。また、知能検査の種類では「不明」を含む8種類の「田研式団体知能検査」が36.6%、個別知能検査である「教研式学年別知能検査」が43.1%と高い数値を示している（福島県教育調査研究所、1962：9）。

いずれにせよ、福島県では全県的に知能検査が普及していたことが理解される。ただし、福島県の小学校に対する知能検査における評価は、「正しく知能を測定しているだろうか」（福島県教育調査研究所、1962：10）といった、懐疑的な見解も表明されている。

同じく、佐賀県も県下の小学校181校、中学校130校の標準学力検査と知能検査の利用状況を1956（昭和31）年にアンケート調査をしているが、小6と中3の知能検査の実施に関しては、隔年1回が小6（117校）で79.4%、中3（86校）で48.5%となっている。次いで毎年1回が小6で14.5%、中3で33.7%となり、実施していないのは中学校の1校のみであった（佐賀県立教育研究所、1959：3）。また、何らかの知能検査の結果を指導要録の標準検査記録欄に記入している学校も小6では87校（74.4%）、中3では56校（65.1%）となり（佐賀県立教

〈表－5〉 昭和36年の福島県の知能検査の実施状況

	田研式団体 知能検査	教研式学年別 知能検査	東大A-S 知能検査	その他	学校数(比率)
小1	3	11		1	15(2.4%)
2	9	6			15(2.4%)
3	13	14		6	33(5.2%)
4	65	69		9	143(22.4%)
5	80	94	5	11	190(29.7%)
6	64	81	88	9	242(37.9%)
学校数(比率)	234(36.6%)	275(43.1%)	93(14.5%)	36(5.8%)	638(100%)

育研究所, 1959: 10-11), 知能検査の普及が県下全域に及んでいたことが理解される¹⁰⁾。

昭和30年代における学力調査と知能検査を利用する事例として、次に多い事例は「学力と知能を含めた諸条件との関連」を調べるものであり、12件であった。その中でも、京都府は1960(昭和35)年4月～1963(昭和38)年3月に実施された府下農村地域A校(160人)・B校(144人)に対する「学力検査」(中2:5教科)の結果と知能の相関関係を調査している。目的は、「知能」「地域環境」「学校の外的条件」などが学力を決定する要因か否かを究明するためであり、「田研式項目別標準学力検査」(中学2年用)によって測定された5教科の平均偏差値と個人的要因としての「知能」「父の学歴」「父の職業」「収入」「不安傾向」などの要因との相関関係を詳細に報告している〈表－6〉。結論として、「知能と相関が高いのは決定的で、単相関ではあるが、この表の結果に関する限り、学力の大部分は知能によって規定されているといえそうである」(大上, 1964: 4)と指摘された。

〈表－6〉 学力と諸要因との相互相関係数表

	A校(160人)	B校(144人)
知能	0.797	0.789
父の学歴	0.215	0.401
父の職業	0.200	0.026
収入	0.262	0.164
不安傾向	0.270	0.265

また、昭和20年代には見られなかったケースとしては、全教連が主催する共同研究に参加して、学力と知能の相関を調査する秋田県・宮城県・新潟県などの事例が挙げられる。学業不振児の判別を行なう新潟県では、1961(昭和36)年に全教連の共同研究である「数学・算数科の問題解決における思考過程とその指導」に参加し、小5(算)中2(数)を対象に、児童生徒の算数・数学科における「つまずき」の原因と打開策を具体的に究明(新潟県立教育研究所, 1963)している。その際に、知能検査と田研式項目別標準学力検査、及び県教育研

究所で作成した問題による学力調査を合わせて実施している。さらに、英語履修者の英語能力の実態を調査した1956（昭和31）年の鳥取県における「英語履修者の知能と英語能力に関する調査」（中3）など、知能検査の多角的な利用も見られる（鳥取県立教育研究所，1957）。

4 昭和40年代の「学力」と「知能」の調査内容

戦後から昭和40年代までの間に、都道府県教委や教育研究所で子どもの学力の実態分析がなされたものの、その結果を必ずしも学力向上に直結させる活動として認識されなかった側面もあった。確かに、各都道府県では学力調査は繰り返し行われたものの、その結果を具体的に学力向上に結びつける学校経営上の問題点の改善、教師の質や教員組織のあり方、学校環境や設備などに加え、学校の地域性、規模、地域や階層間の格差是正などへのアプローチは十分に展開されることはなかった。

むしろ、現代の学習スタイルにも通底するドリル学習による基礎学力の徹底、学力調査への事前対策などテストの得点結果重視という矮小化された学力（テスト学力＝受験学力）へと焦点化されたと考えられる。とりわけ、文部省による学テの実施は「学力調査研究アレルギー」（高野，1979：13）を生みだし、教育研究のための学力調査ではなく、教育行政権・学校管理権をめぐる体制問題や権力問題に収斂したのであった。その結果、昭和40年代から昭和60年代にかけては、全国的にみれば地方学力調査の一時停止、ないしは廃止となった都道府県が多い。昭和40年代における地方学力調査の特徴を示すと、①高校進学率が高まるにつれ「業者テスト」への依存問題が全国的に発生する。神奈川県の場合は、業者テストではないものの、1952（昭和27）年度入試から業者テストとほぼ同じように公的テストであった「アチーブメント・テスト（＝ア・テスト）」を使って入試選抜を実施していたが、昭和40年代も継続され、全廃されたのは1997（平成9）年であった¹⁴⁾。②富山・宮城・静岡・滋賀などでは校長会や教育研究会などの自主的組織によるテストが、入試に向けた学力を上げ、入試の選別資料に用いられた。③地方学力調査を停止、もしくは廃止した県が一部では見られたものの、依然として昭和40年代にも多くの県では（総合）教育センター（旧教育研究所）を中心に地方学力調査を継続・実施していた。

したがって、学テ・アレルギーが昭和40年代に見られたとはいえ、学力と知能の相関を調べる傾向は依然として継続されていた。昭和40年代は、他の年代と比べると量的には学力調査と知能検査が最も多く実施された時代であった。とりわけ、「学力と知能の相関関係」を調べる都道府県が最も多く22事例、「学力と諸条件との関連」が13事例、「学業不振児の判別」が8事例、「障害児の学力、ないしは判別」が7事例となる。たとえば、秋田県教育研究所指導主事の向山は、昭和41年度に於ける県内の「学力」と「知能」に関する標準検査の実施状況を学年別に集計しているが、その際に、愛知県の東刈谷中学校長であった石川 勤が同じく昭和40年度に実施した同様の調査も併せて報告している。その結果は、次の〈表-7〉である（向山，1967：20）。

〈表-7〉では、学力検査の実施状況は両県とも類似の傾向を示し、小4～中1までが比較的高く、その他の学年は低い。知能検査に関しては、両県ともに小2と中1での実施が最も高く約60%以上となっている。向山は、この結果から中学校における学力検査の実施が少ない状況に関しては、中学校では学力検査を軽視しているというよりも、「標準検査で測定しうる学力とは別な学力に焦点が移されていく状態を如実に示している」（向山、1967：21）と指摘した。つまりは、中学校ではワーク、ドリル、模試といった受験学力を念頭に置いた授業が行われ、標準検査の利用が減少していると指摘した。向山は、こうした状況を「実に好ましくない傾向」（向山、1967：21）とも述べ、標準検査こそ全国の子どもを母集団とし、統計学の処理に従って標本抽出を行なう検査であり、全国の子どもに対する個人の位置を正しく知るためには「現在開発されている諸方法の中で、いちばん優れた方法」（向山、1967：21）であったと評価している。

〈表-7〉秋田県と愛知県の「学力」と「知能」に関する標準検査実施状況

		学力検査		知能検査	
		秋田県	愛知県	秋田県	愛知県
小学校	1	58	189	69	158
	2	91	266	149 (59%)	389 (64.5%)
	3	86	280	62	149
	4	106 (41.7%)	287 (47.6%)	107 (42.1%)	380 (63.0%)
	5	93 (36.6%)	285 (47.3%)	100	160
	6	98 (38.6%)	292 (48.4%)	76	369 (61.2%)
	計	537	1,599	563	1,601
1校平均		2.1	2.7	2.2	2.7
中学校	1	72 (44.7%)	119 (44.2%)	134 (83.2%)	213 (79.2%)
	2	55	91	50	69
	3	40	69	44	162
	計	167	279	228	444
1校平均		1.0	1.0	1.4	1.7

〈調査期間〉秋田県 (S.41.4～S.42.3)

愛知県 (S.40.4～41.3.)

〈調査校〉小学校254校 (64.2%)

小学校603校 (84.5%)

中学校161校 (76.3%)

中学校269校 (90.3%) ()内は学校全数に対する比率

その他の県としては、三重県においては「学力と知能の相関関係」「学業不振児」「障害児の判別」など多角的な調査を実施している（三重県教育研究所、1967・1970）。とりわけ、心身障害児童・生徒の昭和45年度に於ける総数は7,919人と推定され、そのうちの盲・聾・肢体不自由養護学校及び各種特殊学級に在学している児童・生徒数は1,852人（25.4%）となり、「全国平均在率37.3%より約12%低い」（三重県教育研究所、1971：1）と指摘された。そこで、県教育研究所は県内の特殊学級入級判別の就学指導体制の確立をはかり障害児教育の推進を

行なうために、県下小中学校の特殊学級を対象に昭和45年9月にアンケート調査を実施した。その結果は、〈表－8〉の通りであった（三重県教育研究所，1971：11）。

〈表－8〉入級候補者判別にあたっての方法と内容（昭和45年）

判別方法	小学校	中学校	総計
知能検査の結果	60	41	101
学力検査の結果	23	17	40
性格行動検査の結果	14	14	28
その他	33	15	48
無答	4	2	6
合計	134	89	223

* 調査対象は小学校94校（91校が回答。回収率は96.8%）、中学校57校（回収率100%）

入級候補者の判別方法としては、知能検査の結果を利用する学校は小学校66%、中学校72%で、最も高い割合を示した。学力検査は、小学校25.3%、中学校29.8%で3割程度であった。もちろん、判別方法は1つとする小中学校（42%）もあるが、2つとする学校が35%である。

また、「入級該当児への入級判別に関する検査」の調査では、知能検査91%、成育歴32%、学力検査31%、環境調査31%が上位を占めていた（三重県教育研究所，1971：11）。

〈表－9〉入級該当児の入級判別の検査・調査の状況（昭和45年）

検査・調査の種類	小学校	中学校	総計
知能検査	79	55	134
成育歴	31	16	47
学力検査	30	16	46
環境検査	26	20	46
保育歴	16	10	26
友人関係	16	7	23
性格検査	16	6	22

* その他の項目としては「生活能力検査」（総計16）「運動能力テスト」（総計16）「精神検査」（総計12）「道徳性検査」（総計7）などが挙げられているが、本稿では省略した。

山口県は県教育研究所（研修所）が中心となって昭和40年代には学力調査と知能検査を使った7度の調査として、①「テストの形式が学習態度の形成に及ぼす影響」（昭和40年）、②「学習指導改善のための実験的試み」（昭和42年）、③「教授＝学習過程の相違が教授効果に及ぼす影響」（昭和43年）、④「学業不振児の診断と指導に関する研究」（昭和43年）、⑤「能力開発をめざす教育相談に関する研究」（昭和43年）、⑥「授業過程における評価に関する比

較研究」(昭和45年), ⑦「教育機器導入による授業の最適化に関する研究」(昭和48年)を行っている。その調査内容は多岐にわたるものの, 山口県では学力調査と知能検査を使った調査・研究が継続されていたことがわかる(山口県教育研究所, 1967・山口県教育研修所, 1968・1969a, b・1972・1974)。さらに, 佐賀県は同じく昭和40年代に学力調査と知能検査を使った11もの調査を実施していた。

5 昭和50・60年代の「学力」と「知能」の調査内容

昭和50・60年代以降における各都道府県による地方学力調査の実施状況を概観すると, まずは地方学力調査を一時停止, ないしは廃止した県が多いことが特徴である。一方, 地方学力調査ではないものの, 業者テストが高校入試の判定に利用されるというケースが顕著になっている。1992(平成4)年11月に当時の鳩山邦夫文相は「公教育の場で, 業者テストがまかり通り, 高校の青田買いともいえる事態に利用されていることは, 基本的にあってはならないことだ」(『朝日新聞』1992.11.14.)と述べ, その弊害を指摘している。この時の文部省調査では業者テストを私立高校における「推薦入学」の選抜に利用していない都市部は, 北海道・長野・神奈川・静岡・大阪の5県のみであった(中野渡, 2002:5)。埼玉県の業者テスト「北辰テスト」は有名であり批判的とされるが, 鳩山文相は神奈川県のア・テストも業者テストではないものの, 業者テストと同様に高校入試の合否判定に用いられている実態を批判した(『神奈川新聞』1992.12.9.)¹²⁾。

一方, 昭和50年代における知能検査は依然として一部都道府県で実施されていたものの, 最後の残り火のような状況であった。ただし, 熊本県における県内の標準学力検査と知能検査の実施状況調査では, 〈表-10〉が示すように未だ全県的に実施されている状況であった(熊本県立教育センター, 1981:43)。この調査は, 1980(昭和55)年10月25日に県内の学校・教員(調査人員)に対して質問紙法で行われ, 「過去に実施したことがあるか」を問うたものであった。過去の実施期間の範囲は明示されていないものの, 標準学力検査は小学校で91%, 中学校で87%, 知能検査は小学校で89%, 中学校で99%も実施されていたことが報告されている。

〈表-10〉熊本県における標準学力検査と知能検査の実施状況(1980.10.25.実施)

	依頼数(回収率)	調査人員(回収率)	標準学力検査実施率	知能検査実施率
小学校	62校(86.2%)	1,683人(71.3%)	91%	89%
中学校	45校(97.8%)	1,125人(86.7%)	87%	99%

知能検査の利用内容に関しては「大いに利用している」「だいたい利用している」の合計は, 「学年・学級を対象とした集団への利用」においては, 最も利用率の高かったものが「知能検査と標準学力の結果を比較して学習指導の反省のために利用している」(小学校62.7%, 中

学校66.1%)であり、次いで「学年・学級の知的水準が把握できるので指導計画案に利用している」(小学校42.3%, 中学校53.1%), 「学級編成のための資料として利用している」(小学校36.3%, 中学校25.0%)などであった(熊本県立教育センター, 1981:43-44)。また、「個人への利用」においては、最も利用率の高いものが「ひとりひとりの児童生徒の知的能力を把握するために利用している」(小学校67.6%, 中学校75.4%), 次いで「学業不振児の原因の発見と指導に利用している」(小学校46.8%, 中学校52.2%), 「優秀児・精神薄弱児の発見と指導に利用している」(小学校34.1%, 中学校42.7%)などであった(熊本県教育センター, 1981:44)。そして、知能検査の結果と学力検査の成績との間の相関は「高い」とされたが、同時に「知能によってのみすべてが決定されるとはいえない」(熊本県教育センター, 1981:50)ことも指摘した。

昭和60年代になると、沖縄県を除いては地方学力調査と知能検査を併行して実施する都道府県は皆無となる。この理由は、未だ確認できておらず今後の課題ではあるが、推測するに、これ以上の調査を繰り返しても新たな事実や視点が発掘できないこと、知能が「生得的」なもので、「量的」なものとする誤った見解に関する批判や指摘がなされたことが原因であろう。

そして、2002(平成14)年には「学校保健法施行規則」の一部改正に伴い、「就学時の健康診断の方法及び技術的基準」については、「知能については、これまで、標準化された知能検査法によって知的障害の発見に努めることとしていたが、標準化された知能検査法以外の方法によることも可能であることから、検査法を限定せずに、適切な方法であればよいこととしたこと」と改正された。この後、知能検査の実施は「適切な検査」に改められ、以後は、都道府県教委や(総合)教育センターでは学力と知能の相関を問うことは行われなくなる。

おわりに

本研究においては、都道府県教育委員会や(総合)教育センター(旧教育研究所)による「地方学力調査」が実施された際に、「知能検査」がどのように利用されたのかという関係性に着目して、昭和20年代から50・60年代までの期間における両者の歴史的な展開と特徴を分析した。この間における「地方学力調査」と「知能検査」は「学力と知能の相関関係」「学力と知能を含めた諸条件との関連」を中心に様々な使い方がなされたが、その最盛期は〈表-1〉でも示したように昭和40年代であり、昭和50年代には激減し、昭和60年代には沖縄県を除いては「知能検査」は表舞台からは姿を消した。この直接的な理由は、確認できていないが、例えば1971(昭和46)年に教育心理学者の滝沢武久は『知能指数—発達心理学からみたIQ—』(初版)において、知能テストの誤解として「量的なもの」であること、「発達とともに増大する」こと、「IQは生得的なもの」などを誤った考え方として指摘(滝沢, 1987:157, 159)したことから見ても、次第に知能検査自体の実施に懐疑的・批判的な意見が見られるようになったと考えられる。

本文中でも指摘したように、知能検査の実施に関しては、もともと昭和20年代の愛媛県・山口県でも見られたように、「知能検査」それ自体への批判や疑念は繰り返しなされていた。また、鳥取県では昭和30年代に、たった一度の学力テストや知能検査で、児童生徒の優劣に関する固定的なイメージを定着させることは誤りであり、「発達の指標」(=環境説)とすべきであるという主張がなされていた。鳥取県では小中学校の団体知能検査に種々の問題があること、教育行政上・教育指導上でも団体知能検査が余り活用できないなどの問題も指摘され、昭和36年には鳥取・倉吉・境港市の小2・4年生を対象に団体知能検査の結果に関する共同研究が実施されていた(鳥取県教育研究所, 1963: 67)。つまりは、異なる知能検査を用いれば、その結果も異なり、知能検査の客観性自体にも疑念が持たれたということである¹³⁾。

一方、全国の知能検査の実施状況とは別に、法的・制度的には2002(平成14)年における「学校保健法施行規則」の一部改正に伴い、知能検査の実施は「適切な検査」に改められ、以後は、各都道府県における教育委員会や(総合)教育センターでは知能検査は姿を消し、学力と知能の関係性を問うことも行われなくなった。ただし、本文中でも指摘した1980(昭和55)年10月25日における熊本県内の標準学力検査と知能検査の実施状況調査では、標準学力検査は小学校で91%、中学校で87%、知能検査は小学校で89%、中学校で99%も実施されていたことが報告されている。つまりは、熊本県の県教育委員会や県立教育センターが標準学力検査と知能検査を実施しなくとも、各学校では個別に両検査を実施するケースがあったことを伺わせる。また、2002(平成14)年の「学校保健法施行規則」の一部改正後であっても、例えば、「田中びね一式知能検査」は「財団法人 田中教育研究所編」として、2003(平成15)年にも改定作業がなされ、今日でも市販されている。「田中びね一式知能検査」以外にも多種多様な知能検査が市販されている状況から判断するに、そして中村・大川(2003)も指摘するように、今日でも個別の小中学校や幼児教育において知能検査が利用されている可能性があることを伺わせる。

これまでの先行研究は、本稿の「はじめに」でも述べたように、緩利が「1960年代以降の教育研究において、知能との関わりはほとんど議論されなくなり、議論に知能概念を持ち出すこと自体が差別的であるという風潮」(緩利, 2012: 83)を生み出したと指摘していたが、本稿で示した「地方学力調査」の際に利用された「知能検査」の数多くの実施事例を見るに、昭和50年代までは学力と知能の関係性は依然として調査対象であったことになる。また、「地方学力調査」の際に利用された「知能検査」は、昭和20年～50年代までは「学力と知能の相関関係」が主たる調査項目であり、次に「知的障害児・異常児、学業不振児の判別装置」、「学習達成における遺伝/環境変数の測定」などに利用されたものであった。特に、1961(昭和36)年度から開始された学テによる悉皆調査の影響は甚大であり、地方学力調査においても「学力と知能の相関」を問うこと、児童生徒の生活・社会・家庭環境、教育・学校環境、知能などの諸条件と学力の関係性が調査対象となっていたことも判明した。当時は、学力調査

と知能検査の結果によって、児童生徒の学力の潜在性を確認することが科学的研究手法と考えられ、これら両検査が全国に普及・蔓延することになり、日本の教育界に誤った認識枠組としての「知能の高低が学力の高低も決定する」という「知能の固定観念」が定着したと考えられる¹⁴⁾。

本稿が指摘するわが国の学力観・能力観は、各都道府県や学校現場では、端的に言えば「テスト学力＝受験学力」を意味した。「全国学力調査」が終了した昭和40年代以降からは各都道府県においては、学力向上とともに受験学力・進学率の向上は重要な政策課題となっていた。秋田県は、昭和36年度の学テ結果では最下位グループとして位置づけられたが、現在の「全国学力・学習状況調査」では日本一となっている。秋田県の全県を挙げた学力向上の取組と努力には敬意を表するものの、他方では「学力・学歴獲得競争上の序列位置が、その県そのものの日本全体のなかでの位置、イメージ、産業吸引力、行政の発言力、はては地価にまで影響しかねない。県民所得の大・小に次ぐ正統的序列価値を、学力競争が持ち始めているのである」(久富・高口, 1993: 11)といった負の側面も否定できない。「テスト結果の得点アップ＝学力向上＝県・県民への評価アップ」といった構図は、教育の目線が児童生徒以外に向けられていたことを意味する。

戦後のわが国の地方学力調査が実施された際に、どのように知能検査が利用されたのかという歴史的展開を振り返ると、一方では、昭和20～50年代までに繰り返された学力と知能の相関関係の解明は、日本の教育現場における児童生徒の学力観に関する生得的な言説を定着させることになり、児童生徒の成長発達の可能性を固定的なものと考えようになっただけでなく、学力調査・知能検査では測定不可能な想像力・直観力・思考力などの能力は除外されていった。しかしながら、他方では知能検査自体に対する批判的・懐疑的な意見も絶えず見られ、昭和60年代以降は完全に地方学力調査の際には知能検査は利用されなくなる。本稿は、こうしたわが国の戦後の地方学力調査の歴史を知能検査との関係性という側面から実証的に解明することを試みたが、今後の課題は〈表-1〉で示した全国的な動向をさらに精査し、〈表-1〉で示した数字を、より正確なものとするところである。

さらには、学力テストの現状や歴史的構造を解明する際に、重要な前提条件として考察すべきは「学力とは何か」という基本的・根本的な問いかけであろうが、この研究に関する先行研究は多い¹⁵⁾。本研究においても、地方学力調査がいかなる学力(観)を反映したものであったかを検討する必要性を認識しているが、紙幅の関係もあり、今後の課題としたい。

〈注記〉

- 1) 田中耕治(1988)は、米国の「教育測定運動」には三つの系譜があったことを指摘した。第一には「精神検査法」の系譜であり、社会ダーウィニズムの影響を受けたターマン(Terman, L. M. 1877-1956)が主張したものである。第二には、「標準テスト」の系譜であり、「結合説(connectionism)」を唱えたソーンドイク(Thorndike, Edward L. 1874-1949)が主張したもの

である。第三には、「産業効率 (efficiency)」をモデルとした「科学的管理法 (scientific management)」に基づく学校調査を起源とするものであった (田中, 1988:116-133)。

- 2) 1916年にターマンが開発した知能検査は被験者を1,378人とし、全90問で構成され、各年齢級の問題数を10歳級までは全て6個に統一したものであった (中村・大川, 2003:96)
- 3) たとえば、古屋はデューイの「個性 (individuality)」を分析概念に据えて、デューイが「遺伝 vs 環境説」を「保守主義者と改革論者の政治的対立の反映」(古屋, 2001:425)であったこと、ならびに知能テストの研究が「数量化によって高低、優劣の区分がなされた既成のカテゴリー、「クラス」に個人を帰属させる仕事であった」(古屋, 2001:426)と批判しつつ、「知能」概念の再構築を行ったことを指摘する。
- 4) 筆者が2016年4月から2019年9月までに調査した都道府県立図書館は47都道府県、(総合)教育センター(旧教育研究所)は26都道府県である。後者の(総合)教育センターは一般利用ができない場合もあり、限定的である。また、名称は各都道府県によって異なるが、「(総合)教育センター」(旧教育研究所)に統合して使用した。これらの機関への訪問・利用状況を示すと以下ようになる。

地域	都道府県立図書館	(総合)教育センター(教育研究所)
北海道 東北	北海道立図書館(2016)・岩手県立図書館(2017・2019)・秋田県立秋田図書館(2017・2019)・青森県立図書館(2017・2019)・山形県立図書館(2017・2019)・宮城県立図書館(2016・2018)・福島県立図書館(2016・2018・2019)	北海道立教育研究所(2016) 岩手県立総合教育センター(2019) 秋田県総合教育センター(2019) 宮城県総合教育センター(2018) 福島県教育センター(2019)
関東	群馬県立図書館(2016・2018)・栃木県立図書館(2016・2018)・茨城県立図書館(2016・2018)・埼玉県立熊谷図書館(2016・2019)・神奈川県立図書館(2016・2019)・千葉県立中央図書館(2016・2019)・東京都立中央図書館(2016・2019)	栃木県総合教育センター(2018) 茨城県教育研修センター(2018) 埼玉県立総合教育センター(2019)
北陸 東海	山梨県立図書館(2016)・福井県立図書館(2016)・石川県立図書館(2016・2019)・富山県立図書館(2016・2019)・長野県立図書館(2016・2019)・新潟県立図書館(2017・2019)・静岡県立中央図書館(2016・2019)・愛知県立図書館(2017・2018)・岐阜県立図書館(2017, 2019)・滋賀県立図書館(2017)	信濃教育会教育研究所(2019) 新潟県立教育センター(2019) 静岡県総合教育センター(2019) 愛知県総合教育センター(2016・2018) 岐阜県総合教育センター(2016・2019) 滋賀県総合教育センター(2019)
関西	三重県立図書館(2016・2018・2019)・和歌山県立図書館(2016・2018)・奈良県立図書館情報館(2016・2018)・京都府立図書館(2016)・京都府立京都学・歴史館(2017・2019)・大阪府立中央図書館(2017)・大阪府立中之島図書館(2018)・兵庫県立図書館(2017・2018)	三重県総合教育センター(2016・2019) 奈良県立教育研究所(2018) 大阪府教育センター(2018)
中国	岡山県立図書館(2017・2018)・広島県立図書館(2017・2018)・島根県立図書館(2017・2018)・鳥取県立図書館(2017・2018)・山口県立山口図書館(2017・2018)	広島県立教育センター(2016) 島根県教育センター(2018)

四国	高知県立図書館 (2017・2018)・オーテピア高知図書館 (2018)・徳島県立図書館 (2017・2018)・香川県立図書館 (2017・2018)・愛媛県立図書館 (2017・2018)	高知県立教育センター (2018) 徳島県立総合教育センター (2018) 香川県教育センター (2018) 愛媛県総合教育センター (2018)
九州 沖縄	佐賀県立図書館 (2017・2018)・長崎県立長崎図書館 (2017・2018)・福岡県立図書館 (2017・2018)・大分県立大分図書館 (2017・2019)・熊本県立図書館 (2018・2019)・宮崎県立図書館 (2018・2019)・鹿児島県立図書館 (2018・2019) 沖縄県立図書館 (2017)	佐賀県教育センター (2018) 長崎県教育センター (2018) 宮崎県教育研修センター (2019)

- * 青森県総合学校教育センター・群馬県総合教育センター・京都府総合教育センターは「一般の利用はできない」と回答。
- * 富山県総合教育センター・山梨県総合教育センターは「教育史的な史料なし」と回答。
- * その他としては、山形市立図書館 (2018)・石川県教組 (2016)・長野市立図書館 (2018)・那覇市立図書館 (2017) を利用。

- 5) 「知能検査」に関する学術的な先行研究としては、大正期の知能測定法の標準化と特別学級の成立に関する先駆的实践事例を紹介した戸崎 (2000) が、国や大阪市で精神遅滞児を測定評価した実態を報告した。牛島 (1960) は、戦前から戦後にかけて欧米の知能検査を基に開発された「鈴木ビネー式知能検査」「田中ビネー式知能検査」などの個別的知能検査、ならびに「国民知能検査」などの集団知能検査の開発の歴史を概観した (牛島, 1967: 57-201)。中村・大川 (2003) は、「ビネーテスト」開発の歴史を明らかにした上で、わが国でビネー法を戦前・戦後に紹介・開発した三宅紘一・久保良英・鈴木治太郎に加え、田中寛一による「田中ビネー知能検査」の開発・改訂の歴史を詳細に解明した。
- 6) 昭和 22 年、連合軍に派遣された統計使節団の団長スチュアート・ライス博士は日本の統計行政の実態を視察した報告書で「民主社会に生きる社会および経済問題の根本を合理的に理解する必要がある。そして、それは統計的手法によることがきわめて効果的」と指摘した結果、各県に統計教育研究所の設立がなされた (宮城県教育委員会, 1975: 594)。
- 7) 知能検査で測定される「知能年齢」とは、個人差測定の基準を或る年齢群の平均におき、そこから優劣の方向に向かって年齢単位で区切る考え方である (知能指数 $IQ = \text{知能年齢} / \text{歴年齢} \times 100$)。「知能偏差値」は、年齢の代わりに標準偏差値を単位として区切り、標準評点で表示するものである (知能偏差値 = 個人の得点 - 平均点 / 標準偏差 $\times 10 + 50$) (三代, 1959: 12)。
- 8) 例えば、福島県では 1961 (昭和 36) 年度の小 6 の国・算の学テ結果を基に、学力と知能との相関が調査対象となっている。特に、学テ結果による地域類型 (人口と産業構造から 14 地域に類型化) と知能・学力・その他の教育条件 (教員免許状・学歴・経験年数、教育費、授業時数、図書の保有冊数) との関係が詳細に分析された (福島県教育調査研究所, 1962)。また、宮崎県は昭和 39 年度の学テ結果を考察したが、その際に同年に実施された「基礎テスト」(標準学力検査) と知能検査の結果も合わせて、学力向上に必要な要因を分析した (宮崎県教育研究所, 1965)。
- 9) 全教連は、1948 (昭和 23) 年 12 月に結成された全国各地に設置された官公私立教育研究所相互の連絡、調査研究の連携、成果の交換を任務とした全国組織 (初代委員長: 務台理作)

である。昭和 27 年度から 3 年間、全国教育研究所連盟協力の下、「全国学力水準調査」が実施され、連盟内部では研究に対する気運が高まり、1957（昭和 32）年度から共同研究が実施された（全国教育研究所連盟，2018）。

- 10) 滋賀県では、昭和 33 年 6 月～7 月に「問題児童生徒実態調査」と題する調査を実施し、精薄関係の調査においては「県下における精薄児童生徒の概数を得、当該児の取扱いの実情をつかみ、学校における知能検査実施状況を知り、特殊学級設置等の基礎資料の一部とし、今後の研究課題への手がかりを得る」（滋賀県教育研究所 1959：81・85）を目的として、県内の小学校 207 校（提出校 202 校：回収率 98%）、中学校 83 校（提出校 78 校：回収率 94%）における知能検査の実施状況調査が報告された。それによると「小学校では 28 種類、中学校では 16 種類」の検査が実施されていたことと、昭和 32 年度の学年別実施状況では小 4 が 65 校（32.2%）、小 2・6 が 59 校（29.2%）、中 1 が 36 校（46.2%）で最も高かった（滋賀県教育研究所 1959：81・85）。
- 11) 1976（昭和 51）年 9 月 7 日に文部省は、初等中等教育局長通達として「学校における業者テストの取扱い等について」を各都道府県教委に送り、業者テストに依存する体質への改善を促した（文部省，1976：1）。
- 12) 1993（平成 5）年 2 月 22 日に文部事務次官通知「高等学校入学者選抜について（通知）」が出され、入学者選抜の改善に関しては「業者テストの結果を資料として用いた入学者の選抜が行われることがあってはならない」（文部省，1993：5）とされた。
- 13) 鳥取県教育研究所は、昭和 34 年に共同研究「鳥取県に於ける知能の低い子どもの実態とその検査識別に関する研究」を実施したが、県内の精薄児の出現率が集団式知能検査の「田研式」では 9.92%、「教研式」では 12.92%などとなり、客観性に疑念が抱かれている（鳥取県教育研究所，1960：13）。
- 14) 例えば、「田中びねー式知能検査」は「財団法人 田中教育研究所編」として、1970 年、1987 年、2003 年と改定作業が継続され、一定のニーズがあったことを伺わせる（中村・大川，2003）。
- 15) 本研究の主題に近い研究としては、京都大学の石井（2010）が「日本の学力論争」の歴史を 5 期に区分し、学力論争を引き起こす主たる論者に注目した研究が挙げられる（石井，2010：142）。

〈参考・引用文献一覧〉

- 相澤真一 2003 「戦後日本における教員の知能・能力観の考察—1950 年代の教育運動の言説を中心に—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 43 巻，77-87 頁。
- 青森県教育調査研究所 1954 「小学校学力調査の設計，児童の学力に影響を及ぼす要因について，小学校国語学力検査，小学校算数学力検査」『研究紀要』第二巻，1-214 頁。
- 石井英真 2010 「学力論議の現在—ポスト近代社会における学力の論じ方」松下佳代編著『〈新しい能力〉は教育を変えるか—学力・リテラシー・コンピテンシー』ミネルヴァ書房，141-178 頁。
- 岩手県教育委員会 1982 『岩手県教育史第 3 巻・昭和Ⅱ編』岩手県教育委員会。
- 牛島義友 1967 『教育標準検査精義』金子書房。
- 薄井岑夫 1979 「戦後日本の学力問題」『講座 日本の学力 1』日本標準，223-278 頁。

- 浦岸秀雄 2010 「全国学力テストはなぜ実施されたのか」『園田学園大学論文集』第44号, 27-39頁.
- 大上利弘 1964 「学力の地域差を規定する諸要因の研究」京都府教育研究所『研究所報』第21号, 1-6頁.
- 奥田真丈 1965 「教育調査主管課の歴史」全国教育調査研究協会編『教育調査』ぎょうせい, 57号, 9-24頁.
- 荻谷剛彦 1994 「能力主義と『差別』の遭遇—『能力主義的—差別教育』観の社会的構成と戦後秩序」森田尚人他編『教育学年報3—教育のなかの政治』世織書房, 233-265頁.
- 川村迪雄 1953 「知能と計算応力」岩手懸教育研究所『研究紀要』第4集, 25-69頁.
- 川村迪雄・佐藤和喜男 1957 「学業不振児の一般的特性」岩手懸教育調査研究所『研究紀要』第8集, 1-13頁.
- 北野秋男 2018 「地方学力テストの歴史的展開—上位県と下位県の比較—」日本大学人科学研究所『研究紀要』第95号, 77-94頁.
- 木村里義 1950 「聾児の知能」徳島県教育研究所『教育論叢』No.4, 26-30頁.
- 岐阜県教育研究所 1952a 「岐阜県下における能力調査の実態—読み・書き・計算及び効果的思考—」『紀要』No.6, 岐阜県教育研究所, 1-112頁.
- 岐阜県教育研究所 1952b 「—社会生活能力—科学原理应用能力診断テストの概要」『紀要』No.7, 岐阜県教育研究所, 1-56頁.
- 久富善之・高口明久 1993 「今日の学力競争の社会的土台—競争の秩序・二重性, そして相対化—」『教育』国土社, No.557, 6-17頁.
- 久保舜一 1951 『学力検査と知能検査—昭和24年度横浜市小學校高學年における—』東京大學出版部.
- 熊本県立教育センター 1981 「個を生かし, 基礎的・基本的事項をおさえた学習指導の研究—個の学習状態に応じた学習指導の研究—」『研究集録』第9集, 41-68頁.
- 駒林邦男 1990 「学力」『新教育学大事典(第1巻)』第一法規.
- 佐賀県立教育研究所 1959 「学級経営シリーズ第3集 学級経営のための標準テストの利用—実際編—」『研究紀要』第18号, 1-52頁.
- 滋賀県教育研究所 1959 「問題児童生徒実態調査」『研究紀要』第1号, 73-102頁.
- 篠原 優 1950 「団体知能検査の批判—二・三の視覚より—」愛媛県教育委員会編『愛媛教育時報』(8月) 42-45頁.
- 全国教育研究所連盟 2018 「連盟の事業」http://nxc.jp/zenkyou/?page_id=440 [2018.8.15. 取得]
- 高野桂一 1979 「学校経営研究の動向と学力問題」『講座 日本の学力 第15巻 学校経営』日本標準, 13-24頁.
- 滝沢武久 1987 『知能指数—発達心理学からみたIQ—』中公新書.
- 田中耕治 1988 「測定・評価論—アメリカの教育測定運動の特徴—ターマンの足跡を中心に—」長尾十三二編『新教育運動の歴史的考察』明治図書, 116-133頁.
- 千田 忠 1993 「青森県における進学率向上対策事業と学力競争の激化」『教育』国土社, No.557, 26-35頁.
- 千葉県総合教育センター 1977 『千葉県の学力—千葉県標準学力テスト20年の歩み—』千葉県教育センター, 1-537頁.
- 戸崎敬子 1994 『特別学級史研究』多賀出版.
- 徳武 靖 1965 「転換点に立つ文部行政—学力調査中止の背景と新構想—」『内外教育』時事通信,

- 1815号(1965.12.6.), 2-6頁.
- 広島懸教育研究所 1952「中學三年學力調査報告書」, 広島県教育研究所『紀要』1, 1-117頁.
- 鳥取県立教育研究所 1957「中学校における英語履修者の能力的背景および平易なる和文英訳テスト結果の考察」『研究紀要』第9集, 58-64頁.
- 鳥取県教育研究所 1960「共同研究I—鳥取県における知能の低い子どもの実態とその検査識別に関する研究」『研究紀要』第12集, 1-64頁.
- 鳥取県教育研究所 1963「共同研究 鳥取・倉吉・境港市に於ける団体知能検査の結果に関する研究」『研究紀要』第14集, 67-76頁.
- 中野渡強志 2002「神奈川のア・テストはこうしてなくなった」神奈川県高等学校教育会館教育研究所『ねざす』第30号, 1-9頁(<http://www.edu-kana.com/kenkyu/nezasu/no30/kiko.htm> [2018.8.12.取得]).
- 中村淳子・大川一郎 2003「田中ビネー知能検査開発の歴史」『立命館大学人間科学研究』第6号, 93-111頁.
- 新潟県立教育研究所 1963「算数・数学の問題解決における思考過程とその指導〔2〕」『研究紀要』第36集, 1-82頁.
- 日比野文一 1950「愛知県における中学高等学校生徒の知能テストの実態調査」愛知県教育研究所『研究紀要』第11集, 152-180頁.
- 広田照幸 2001『教育言説の歴史社会学』名古屋大学出版会.
- 福井県教育研究所 1959「福井県標準学力検査: 第8次報告(昭和33年度実施)」『研究紀要』No.36, 1-59頁.
- 福島県教育調査研究所 1962「全国学力調査結果の報告書—学校差の要因の研究—その1」『紀要』No.40, 1-44頁.
- 古屋恵太 2001「IQ論争期におけるジョン・デューイの「個性」(individuality)概念の展開」日本教育学会『教育学研究』第68巻第4号, 422-432頁.
- 三重県教育研究所 1967「昭和41年度 研究員研究報告集(小学校編) 学業不振の要因分析とその指導の改善に関する研究」『研究報告』1, 177頁.
- 三重県教育研究所 1970「昭和44年度 特殊教育に関する調査研究」『研究報告』17, 1-25頁.
- 三重県教育研究所 1971「特殊学級入級判別に関する調査研究」『研究報告』22, 1-30頁.
- 三代正邦 1959「知能指数と知能偏差値—標準検査の記録欄の検討—」島根県教育研究所『教育月報』(4・5月合併号) 12頁.
- 宮城県教育委員会 1975『宮城県教育百年史』帝国地方行政学会.
- 宮崎県教育研究所 1965「学力調査結果にあらわれた学習指導上の問題点とその改善点—国語科—」『研究紀要』第19号, 1-127頁, 「同一算数・数学科—」『研究紀要』第21号, 1-121頁, 「同一理科—」『研究紀要』第22号, 1-133頁.
- 向山 清 1967「標準検査の利用と問題点」秋田県教育委員会『教育秋田』No.218, 20-22頁.
- 宗像誠也他編 1970『教育黒書』労働旬報社.
- 守田 保 1949「知能検査に就いて」『山口県教育委員会弘報』(9月)第8号, 10頁.
- 文部省調査局調査課 1957~1962「全国学力調査報告書」山内乾史・原 清治編 2011『戦後日本学力調査資料集 第I期(第1~第5巻)』日本図書センター.
- 文部省調査局調査課 1963~1967「全国学力調査報告書」山内乾史・原 清治編 2011『戦後日本学

- 力調査資料集 第Ⅱ期 (第6～第13巻)』日本図書センター.
- 文部省 1976 「学校における業者テストの取扱い等について」 1-6 頁. http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t…….html [2018.6.26 取得]
- 文部省 1993 「高等学校入学者選抜について (通知)」 1-7 頁. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/04120702/001.htm [2018.8.15. 取得]
- 矢口 新 1959 「序論」国立教育研究所「学力調査における学習指導診断の問題点—学力水準調査最終報告—」『国立教育研究所紀要』第14集, 国立教育研究所, 1-9 頁.
- 矢谷芳雄 1953 「東京都の学力検査について」全国教育調査研究協会誌『教育調査 (学力調査)』Ⅱ -5・6, 10-15 頁.
- 山口県教育研究所 1952 「問題児の教育—その診断と指導の手引き—」『研究紀要』第4輯, 1-210 頁.
- 山口県教育研究所 1967 「学習態度に関する基礎的研究—態度の評価とその形成について—」『研究紀要』第34集, 1-71 頁.
- 山口県教育研修所 1968 「学力の実態とその要因分析に関する研究」『昭和42年度研究紀要』(7-2), 1-66 頁.
- 山口県教育研修所 1969a 「学習指導の近代化に関する研究—授業組織の改善について—」『研究紀要』第43集, 1-43 頁.
- 山口県教育研修所 1969b 「学業不振児の診断と指導に関する研究—学習意欲と人格的特性を中心として—」『研究紀要「学校における教育相談に関する研究」』第48集, 1-44 頁.
- 山口県教育委員会 1970 『県教育20年のあゆみ—教育委員会発足20周年記念』1-96 頁.
- 山口県教育研修所 1972 「授業過程における評価に関する研究」『研究紀要』第60集, 1-53 頁.
- 山口県教育研修所 1974 「教育機器導入による授業の最適化に関する研究 (1) —シート式磁気録音機利用による学習指導の一考察—」『研究紀要』第70集, 1-21 頁.
- 山住正己 1987 『日本教育小史』岩波書店.
- 緩利 誠 2012 「学校教育における知能検査の利用」『浜松学院大学教職センター紀要』創刊号, 81-103 頁.